

平成29年度大都市圏におけるみえ旅プロモーション・誘客促進業務 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

伊勢志摩サミット開催のレガシーを生かし、各国首脳や海外メディア等から評価の高かった「食」や「食文化」等をフックとした三重県ならではの魅力の発信を、若年層やファミリー層、旅行への関心が高い顧客などをターゲットに、本県への誘客促進を一体的に展開する企画を実施し、三重ファン・リピーターの新規開拓やリピート率の向上、地域の消費拡大・滞在時間の延長等につなげるとともに、観光地としての魅力のブランディング（ローカルブランディング）を目指すことを目的とします。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、平成29年度大都市圏におけるみえ旅プロモーション・誘客促進業務を委託すべき事業者を選定するために実施するものです。

3 委託業務の内容（詳細は別紙業務仕様書のとおり）

- (1) 委託業務名 平成29年度大都市圏におけるみえ旅プロモーション・誘客促進業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から平成30年3月23日（金）までとする

4 契約上限額

20,483,614円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 提出を求める企画提案資料及び提出部数

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式） 1部
- (2) 企画提案書の概要書 9部
A4版・1頁・文字サイズ10ポイント以上
※企画提案書及び見積書の記載内容の要点をまとめたもの。
- (3) 企画提案書 9部
原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ10ポイント以上
表紙を含め20ページ以内（長辺側を綴じてください。）

- (4) 経費見積書 9部
- (5) 共同事業体協定書兼委任状(第2号様式) 1部
※共同体等、複数社から成る組織による参加の場合
- (6) 提案事業者の概要書 9部
提案事業者の組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等)、
組織体制(主な事業所を含む)、沿革等を簡潔に記載したもの。

7 企画提案資料の提出期限及び提出先

平成29年4月13日(木) 12時まで

(提出先: みえ観光の産業化推進委員会事務局)

※持参又は郵送等により提出してください。電子メール等での提出はお受けできません。

8 最優秀提案の選定方法

別に設置する「平成29年度大都市圏におけるみえ旅プロモーション・誘客促進業務企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定基準に基づき審査し最優秀提案を選定します。

- (1) 戦略性・妥当性(比重配点×2)
当該業務の趣旨を踏まえた戦略的な提案となっているか。
- (2) 具体性
詳細かつ具体的な提案となっているか。
- (3) 計画性
全体スケジュールは具体的か。無理のない計画か。
- (4) 数値目標の設定・事業効果の検証
事業の数値目標は適切に設定されているか。
また、PDCAサイクルを取り入れた事業効果検証の仕組みとなっているか。
- (5) 実施体制
みえ観光の産業化推進委員会(以下、「委員会」という。)との連絡体制は十分か。
社内体制及び業務に関係する社外組織との連携体制は十分か。
また、法令遵守・情報管理に必要な体制は十分か。

9 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- (1) 日時
平成29年4月24日(月)
- (2) 場所
三重県庁周辺会議室

10 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

11 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期限

平成29年4月6日（木）17時まで（必着）

(2) 質問の方法

電子メールによるものとします。

(3) 質問に対する回答

頂いた質問には、電子メールにより回答するとともに、平成29年4月11日（火）17時までに三重県のホームページに公開します。

1.2 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、みえ観光の産業化推進委員会経理規則（以下「経理規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、経理規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

(4) 契約は、委員会において行います。

1.3 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1.4 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

1.5 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1.6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委員会は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

17 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委員会に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委員会と協議を行うこと。
- (2) 委員会は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

18 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。
ただし、委員会の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (3) 成果物の著作権は委員会に帰属するものとします。
- (4) 提出のあった企画提案資料は返還しません。

19 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県雇用経済部観光局観光誘客課内）

TEL 059-224-2802

FAX 059-224-2801

E-MAIL kankoyu@pref.mie.jp